

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放 WG
ヒアリング調査票に対する回答

第2期中期目標、中期計画について、見直しの検討により、民間にできることは民間にゆだねるとともに、より一層の効率的かつ効果的な運営をすることになっている。見直しをした三点（研究及び業務の重点化・効率化、法人の任務・役割等の明確化、非公務員による業務実施）について具体的な内容、結果について教えて頂きたい。

- 平成16年12月の貴会議の第1次答申を受けて、翌17年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において「酒類総合研究所の組織及び業務について、民間開放を推進すること等を含めた平成15年の閣議決定通りにその見直しを検討する。」とされたことを踏まえ、独法の組織・業務全般の見直しの基準を示した平成15年の閣議決定に基いて、第1期中期目標期間終了時の組織及び業務全般の見直しの検討を行った。

酒類総合研究所の主要な事務及び事業については、民間にできることは民間にゆだねるとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行った。

第1 研究及び調査業務等の重点化・効率化

酒類総合研究所の研究及び調査業務等については、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」（独立行政法人酒類総合研究所法第3条）との法人の目的を踏まえ、効率的かつ効果的な業務運営を確保する観点から、以下の見直しを行った。

- (1) 酒類総合研究所は、民間にゆだねた場合には実施されないおそれが高い酒類に関する高リスクな基礎的・基盤的研究を中心として、中小企業では対応できない応用研究などを行っているが、独立行政法人として真に担うべきものに取り組むとの観点から、特に、行政ニーズや社会経済情勢の変化に対応して、「酒類の安全性の確保」、「環境保全」及び「技術基盤の強化」の3分野に重点化して実施する。
- (2) 研究及び調査業務等を効率的かつ効果的に推進し、資金、人材、施設等の研究資源の柔軟な配分を可能とする観点から、研究体制を1課12

室体制から、より大きな部門制（１課６部門制）に再編した。

- （３）研究及び調査業務の活性化を図るとともに適正な受益者負担等を求めて運営費交付金の抑制を図る観点から、民間資金を導入することが適当な研究課題については、積極的に民間機関との共同研究による実施を推進する。併せて、第１期中期目標期間における３つの研究区分（特別研究、特定研究及び経常研究）のうち、清酒品質評価技術の改良等の特定研究を廃止した。
- （４）酒類総合研究所が単独で実施していた鑑評会については、酒類の全国的な品質調査として酒類総合研究所が実施する必要がある一方、酒類総合研究所と業界団体との共催により実施する方向で調整している。
- （５）現在の研究及び調査業務、管理業務等の内容について精査を行い、可能なものは極力アウトソーシングを推進するなどにより、人件費を含むコストの削減を徹底する。

第２ 中期目標等における法人の任務・役割等の明確化

第２期中期目標等において、適切な評価や国民の理解に資する観点から、酒類総合研究所が担う任務・役割と研究及び調査業務等の重点化及び効率化に向けた具体的な取組みを明記し、併せて、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資する観点から、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示した。

第３ 非公務員による事務及び事業の実施

酒類総合研究所の事務及び事業については、国に加え民間、大学等との人事交流などの連携を促進し、より一層の成果を上げる観点から、独立行政法人酒類総合研究所法を一部改正し、いわゆる非公務員型の独立行政法人とした（平成 18 年 4 月 1 日より）。なお、酒類総合研究所が担う業務については酒類業者の企業秘密にあたる商品情報等に接していること等から「秘密保持義務」等の規定を設けている。

研究業務の民間委託について、民間に委託することでそのノウハウを活用できるので、基礎的研究は大学等に、課税のための分析研究は民間企業に委託すればよいのではないかと国が研究業務を行わなければならない理由はないと思われる。

- 酒類総合研究所が主に行う基礎的・基盤的な研究は、直ちに企業利益に結びつかない高リスクな分野であり、民間にゆだねた場合には実施されないおそれが高い一方、民間が専ら取り組んでいる応用研究等の分野の発展のためには欠かせないものである。

- 酒類は、発酵過程における温度変化や、微生物の活動状況などの影響を大きく受けるため、同じ原料・製造方法によって製造した場合でも、容器ごとに品質に差が生じたり、場合によっては健康に害を与える物質が発生する可能性がある。

例えば、発ガン性の疑いが指摘されている物質について、食品衛生法上の規制対象とはされていない「疑い」の段階であっても、これらの酒類中での生成メカニズムの解明や防止策の開発といった消費者の立場からの酒類の品質・安全性の確保のための施策に早い段階で着手することが望ましい。

- 酒税の納税者である酒類製造業者は、そのほとんどが独自の研究機関を持たない中小企業であるため、原料や製造工程に関する技術的な研究はもちろんのこと、醸造関連微生物等に関する基礎的・基盤的研究を行い、その情報を広く提供することが酒類業の健全な発展のために必要である。
- 酒税の課税判定に関する高度な分析・鑑定は、これらの研究結果のみならず、その過程において得られた高度な知見に基づいて実施されるものである。
- このような観点から、酒類総合研究所は法律に基づき上記業務を行う独立行政法人とされている。

酒類の課税上の分析業務について、分析そのものは事実の判定であり、そこに国が判断をするものではない。分析結果を国が判断すればよく、分析それ自体を国が行わなければならない理由はない。分析業務を課税情報に包含する理由は何か？

- 酒税法は、酒類を原料及び製造方法などで区分し、更にアルコール度数等に応じて異なる税率を適用している。酒類の分析・鑑定やその手法開発等の業務は、酒類に含まれる各種成分などを分析し、当該酒類がどの品目に該当するかという鑑定を行うためのものであり、酒税の賦課と一体をなすものである。
- また、成分分析結果は、原料、製造方法などの企業秘密につながるものであることから、独立行政法人酒類総合研究所法を一部改正し、いわゆる非公務員型の独立行政法人とするに当たって、「秘密保持義務」等の規定を設けている。
- さらに、財務大臣が酒税の適正かつ公平な賦課の実現のため特に必要があると認めるときは、研究所に対し、他の業務より優先して分析・鑑定を求められることができる旨を酒類総合研究所法に規定して、適正かつ迅速な実施を担保している。

酒税法上の区分ごとにおける過去３年分程度の分析業務実績を教えてください。

- 酒類総合研究所が行政目的に従って分析・鑑定を行った実績は、平成 15 年度から 17 年度までの３年間で 786 点である。

研究成果について、中小企業などを含めた業界全体に対してどのように提供され、また活用されているのか教えていただきたい。

- 研究成果については次の手段等で提供し、活用されている。
 - (１) 国税局鑑定官室と連携して、直接酒類製造業者へ普及
 - (２) 酒類製造業者を対象とした講習を通して、最新の成果を提供
 - (３) 学会発表、論文の投稿、刊行物の発行

- (4) 研究所講演会の開催、業界団体等が主催する研究会等への参加
- (5) ホームページへの掲載

評価委員会は何を根拠に評価をしているのか。

- 独立行政法人通則法に基づいて、財務省独立行政法人評価委員会において独法の業務の実績に関する評価が行われ、評価の結果については、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に提出されて、さらに評価を受けることとされている。なお、財務省所管の独立行政法人の業務の実績に関する評価を行うに当たり、「財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての基本方針」を定めるとともに、「独立行政法人酒類総合研究所の各事業年度に係る業務の実績に関する評価の基準」を作成し、これらに従って評価を実施している。
- 評価委員会においては、事業年度終了後提出される業務実績報告書や財務諸表等を踏まえ、独法から業務の実績について聴取を行い、中期計画に定められたそれぞれの項目ごとに、実施状況が順調であったかについて5段階での評価を実施している。